

# 安全衛生誓約書

提出日：平成 年 月 日

事業所の名称

**藤田建設株式会社**

**あすなろ県営住宅22号棟 作業所**

現場代理人(所長名)

**作業所長 兄木 世志和 殿**

(一次会社)

住 所 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

貴社発注の専門工事請負契約に基づく仕事の安全衛生管理の事業者責任を果たすため、下記事項を確実に行うとともに、弊社取り引きの二次以下全ての会社についても実行させることを誓約いたします。

## I. 労働安全衛生法関連

- 1 安全衛生責任者(職長)を選任し作業所へ常駐させます。
- 2 安全管理者または安全衛生推進者は、毎月作業所を巡回し、管理監督ならびに指導教育を行います。
- 3 新規雇用者については、雇い入れ時教育を実施してから入所させます。
- 4 法令に定める健康診断を行い、業務に支障のないことを確認してから入所させます。再検査、治療等を要する者については、医師による必要な処置をします。
- 5 飲酒者等の業務に支障ある者は入所させません。
- 6 法令に基づく事業者としての諸届を関係官庁に提出し、保管・管理します。
- 7 契約に基づく仕事の安全衛生管理計画、作業計画を作成し、作業所と打合せの後、全作業員に周知徹底させてから工事に着手します。  
(作業の方法、順序、人員配置、危険・健康障害防止等についての安全施工計画)
- 8 法令に定められた構造規格を保持し、安全性が確認された機械器具・車両等を持ち込みします。
- 9 機械器具・車両等の日常点検・定期自主点検(月次、年次)・特定自主検査および整備を実施します
- 10 貴社に提出した書類の記載事項に追加、変更などが生じたときは速やかに訂正または変更届を提出します。
- 11 安全衛生責任者に次の職務を実行させます。
  - (1) 安全衛生者が自ら行うこと
    - ① 新規入所者および再入所者の入所時安全衛生教育
    - ② 作業員の適正配置(資格者、未熟練者、高齢者、年少者、女子等)
    - ③ 指揮命令系統の周知
    - ④ 藤田建設(株)及び他職種ならびに自社系列すべての安全衛生責任者との連絡調整

裏面へ

- ⑤ 作業所の実情に応じたKY安全作業手順書作成と作業員への周知
- ⑥ 工事・安全の段取り、健康確認等に関するミーティング
- ⑦ 仕事における管理監督、指導教育
- ⑧ 朝礼、定時打合せ、安全衛生協議会、職長会等への参画

(2) 作業主任者、作業指揮者、作業員等に行わせること

- ① 作業環境、施設、設備、機械、工具、材料、保護具等の点検
- ② 作業場所とその周辺の安全確認後の作業開始
- ③ 保護具の着用及び使用の監視、確認
- ④ 繰り返しの注意喚起と即時是正処置
- ⑤ 基本通りの作業フローと一つ一つの手順確認
- ⑥ 挨拶の励行と人の和
- ⑦ 整理・整頓・清掃・清潔さの確保
- ⑧ 作業終了時の持場点検・片付

12 その他安全衛生確保に必要な措置を行います。

13 万一災害が発生したときは、災害補償について、労働基準法第87条第2項に定める事業主としての責を負うと共に、その処理及び解決に最善の努力をいたします。なお、災害の発生が弊社の責によるときは、貴社の決定する措置に従います

## II. 建設業関連法

建設業法の目的を十分理解し、適正な施工管理体制の確立を図ります。

## III. 出入国管理および難民認定法(入管法) 関連

建設工事に就労させる外国人労働者については、貴社指示の確認書類を事前に提出し、貴社の許可を受けた後、入所させ、安全作業をさせます。

## IV. 労働基準法関連

- 1 法令に定める事業所備え付け書類を作成し、保管・管理を行います。  
(雇用関係、賃金台帳、出勤簿、作業員宿舍関係、保険・共済関係、健康診断関係、年少者関係等)
- 2 女子、妊産婦ならびに満15歳以上満18歳未満の年少者については法令に定める就業制限を厳守させます。
- 3 災害が発生した場合等必要時には、上記1、2の該当書類の写しや指示された資料を速やかに貴社に提出します。

以上